

1. 庁内の推進体制

(1) 担当課の体制

本市の文化財行政は文化財課が主に担当しており、文化財の保護及び管理、埋蔵文化財の調査及び保護、文化財建造物の保護などの業務並びに文化財展示施設である埋蔵文化財センターの運営などを所管している。

また、咸宜園跡の運営管理等は咸宜園教育研究センターが担当し、日本遺産及び世界遺産に関する調査や取組は世界遺産推進室が、自然に関する調査や取組は博物館が担当している。

職員体制として文化財課職員16名中、文化財専門職員（学芸員）7名並びに建築専門技師3名を配置するほか、教育庁咸宜園教育研究センター・世界遺産推進室職員5名のうち文化財専門職員2名、博物館職員3名のうち学芸員2名を配置している。（令和7年4月1日時点）

今後とも、業務分担や政策課題に合わせた体制の充実を図るとともに、文化財に関する専門的な知識やノウハウの継承のため計画的な職員配置に取り組む。

なお、教育委員会が所管していた文化財保護、世界遺産の登録推進及び咸宜園や廣瀬淡窓等に関する事務については、令和7年度の組織改編により教育委員会から市長部局へ移管した。

【表 9-1 文化財関係課並びに施設一覧】

組織	主な業務
文化財管理係（主担当）	・文化財の調査及び資料の保護に関する事項 ・文化財の保護及び管理に関する事項
埋蔵文化財係	・埋蔵文化財の調査及び資料の保護に関する事項 ・史跡等の保護に関する事項
町並み保存係	伝統的建造物群保存地区及び文化財建造物の保護に関する事項
世界遺産推進室	・世界遺産の登録推進に関する事項 ・日本遺産の活用・普及啓発に関する事項
咸宜園教育研究センター	・咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究並びに関係資料の調査、収集、整理及び保管 ・研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用
博物館	・自然や文化等に関する資料の収集、保管及び展示 ・博物館資料の調査研究及び普及啓発
埋蔵文化財センター	・埋蔵文化財の発掘調査及び研究 ・資料の収集、整理及び保存 ・埋蔵文化財等に係る知識の普及及び啓発

(2) 庁内各課との協働・連携

文化財の保存・活用にあたっては、教育、商工、観光、まちづくり、都市計画、防災などの関連業務を所管する庁内他部局との連携が不可欠となる。そのため、今後も、関係部局との連携を図るため、本計画作成時に設置した庁内連絡会を活用し、継続的に情報共有を行うとともに、協議の場を設けて各部局の施策との調整を行うなど、継続した取組を進める。

【表 9-2 庁内関係課一覧】

組織		主な業務
総務企画部	防災・危機管理課	防災、水防及び災害全般に関する事項
	企画課	・市の総合計画に関する事項 ・市の政策・企画に関する事項
地域振興部	地域振興課	・地域振興の施策に関する事項 ・市民協働の推進に関する事項 ・NPO 及びボランティア団体に関する事項
市民環境部	環境課	・環境施策の総合的推進に関する事項 ・川づくり及び河川環境に関する事項
福祉保健部	健康保険課	生活習慣病対策に関する事項
文化スポーツ 観光部	観光課	・観光産業の振興に関する事項 ・観光資源の保護及び開発に関する事項 ・市の認知度及び好感度向上のための情報発信に関する事項
	文化スポーツ振興課	文化振興施策の推進に関する事項
農林商工部	商工労政課	・商工業の振興に関する事項 ・就職支援に関する事項
	農業振興課	農業生産基盤及び環境整備に関する事項
	林業振興課	森林整備及び計画に関する事項
土木建築部	都市整備課	都市景観の形成に関する事項
教育庁	学校教育課	・学校教育及び学校経営の指導助言に関する事項 ・教育課程、学習指導、生活指導に関する事項
	社会教育課	・生涯学習の企画、運営に関する事項
	図書館	・図書館資料の収集、保管、整理 ・図書館資料の管内閲覧及び館外貸出し

(3) 関係機関との協働・連携

文化財の保存・活用に関する多様な活動に対して適切に措置を講じることができるよう、今後とも国及び県との連携を強化するとともに、文化財保護審議会及び町並み保存審議会並びに大学等教育研究機関などを通じて指導・助言を求める。

また、本市の歴史・文化の魅力をわかりやすく伝え、ふるさとへの誇りと愛着を醸成し、住み続けたいと感じることができるよう、学校教育及び社会教育等との連携を強化する。

【表 9-3 関係機関一覧】

組織	主な業務
文化庁	文化財保護に関する助言・補助金の交付・現状変更に関する事項
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所	市内装飾古墳などの文化財保存環境調査などにおける適切な指導助言
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	地域防災体制の構築、災害時ガイドライン等の整備、レスキュー及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発、文化財防災に係る情報の収集と活用
大分県教育庁文化課	文化財の指定などに関する業務について所管するとともに、県文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存・活用の推進
大分県立歴史博物館	調査研究情報の交換、イベント等での協力、展示資料の貸借
大分県立埋蔵文化財センター	埋蔵文化財に関する相互協力、情報交換など
大分県立先哲史料館	調査研究情報の交換、イベント等での協力、展示資料の貸借
日田市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項に関する市長への建議
日田市町並み保存審議会	伝統的建造物群保存地区の保存などに関する重要事項の調査審議及びこれらの事項についての市長への建議
日田玖珠広域消防組合、各地区消防団	文化財に対する防災体制や設備の相談など
相互協力協定締結大学(国立大学法人 大分大学・学校法人 別府大学)	教育、文化、生涯学習及び人材育成における諸課題についての協力
日田市内の教育機関(小中学校及び高等学校並びに各地区公民館等)	児童・生徒及び地区住民に対する歴史・文化財に関する学習機会の提供による興味関心の促進及び文化財愛護意識の醸成

2. 各主体との協働・連携

(1) 所有者との協働・連携

所有者と連携し、引き続き、文化財の適切な保存を進めるとともに、活用する場合においては、所有者と活用したい側、相互に有意義な事業となるよう十分な調整を図る。

(2) 市民との協働・連携

地域に根差した文化財の掘り起こしや、防災・防犯のための見守りなど、市民自らがその価値を見出し、主体となって保存・活用を進めることが不可欠となるため、市民を構成員とする団体との協働・連携のもと、人材の育成や担い手の確保に取り組む。

また、本市の文化財保護員については、市内における文化財の必要な調査及び研究等を行い、その保存及び有効な活用等を図ることを目的としており、地域における文化財保護活動の要となるため、定例会や研修会の開催などの取組を通じて、連携を強化する。

(3) 団体・事業者との協働・連携

市内の文化財（有形・無形・民俗）の保持団体及び保存会などが取り組む文化財の保存・活用への取組に対する支援を行うとともに団体相互の連携体制の構築を目指す。

また、団体・事業者と連携しながら、各事業活動を通じた文化財への誘客促進や伝統文化の推進等を図る。

【表 9-4 団体・事業者一覧】

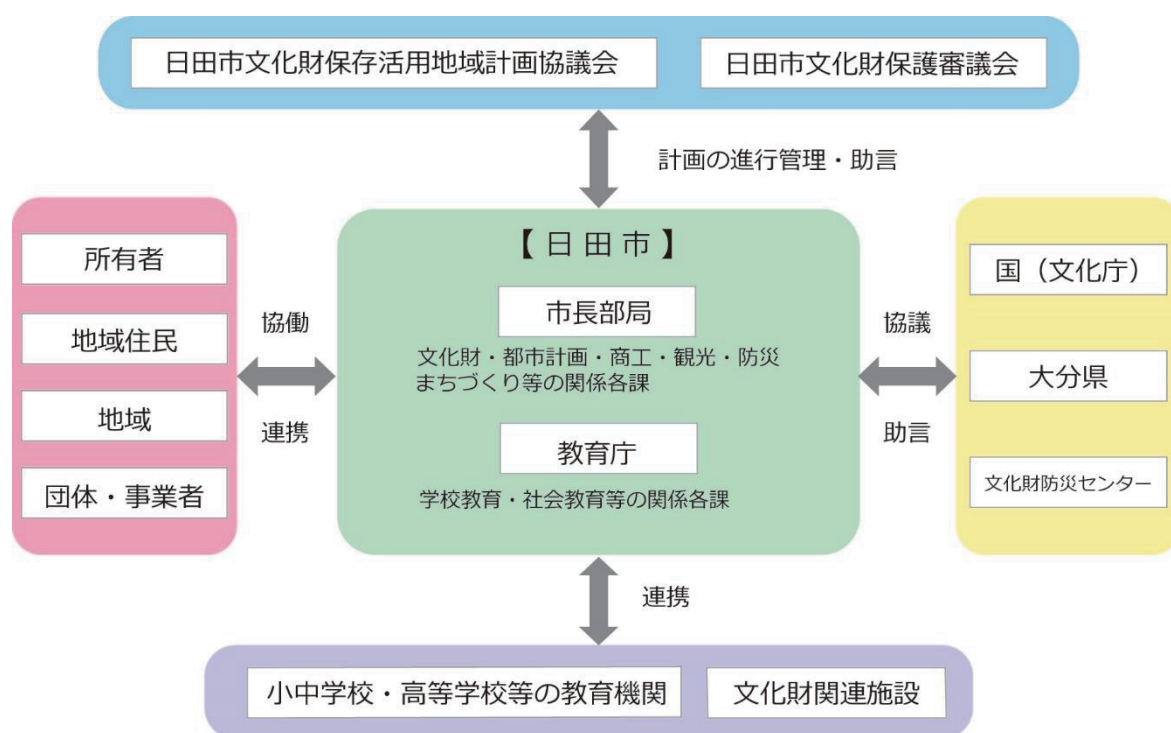
組織	主な業務
小鹿田焼技術保存会	小鹿田焼（国指定重要無形文化財）の技術の継承
日田祇園山鉦振興会	日田祇園の曳山行事（国指定無形民俗文化財）の実施、山鉦並びに見送幕、水引幕の保存・伝承、日田祇園囃子の保存・伝承
鵜飼保存会	鵜飼（県指定無形民俗文化財）の保存
本城くになち保存会	くになち楽の保存並びに後継者の育成
五馬楽保存会	五馬楽の保存並びに後継者の育成
大野楽保存会	大野楽の保存並びに後継者の育成
出口楽保存会	出口本村楽及び出口袋七夕楽の保存並びに後継者の育成
やっこ振り保存会	有田町若八幡社やっこ振り行列の保存並びに後継者の育成
豆田町伝建保存会	歴史的町並みを、貴重な文化遺産として守り伝えるとともに、積極的な活用を図る
日田考古学同好会	講演会の開催、発掘現場からの報告会、遺跡見学など、多様な視点から考古学を学ぶ
咸宜園放学遊山の会	咸宜園ゆかりの地を含む日田の歴史遺産の再発見、理解、活用により、地域活性化や観光振興につなげるとともに、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図る

組織	主な業務
郷土日田の自然調査会	日田市を中心とした地域の自然を知るための調査・研究並びに自然の保全・保護の啓発
本物の伝統を守る会	伝統的建造物の調査研究を通じた古建築の健全な理解、伝統的建造物の保存に関する事業の実践及び伝統的工法の伝承とその後継者の育成
日田市観光協会	市内の観光やイベント案内、観光事業の振興
日田商工会議所 日田地区商工会	商工業者の支援及び育成

3. 広域連携

咸宜園跡及び豆田町については、世界教育史上独自の発展を遂げた我が国の教育を象徴する「近世日本の教育遺産群」の世界遺産登録を目指すため、引き続き、茨城県水戸市（弘道館・偕楽園）、栃木県足利市（足利学校）、岡山県備前市（閑谷学校）の3市と組織した教育遺産世界遺産登録推進協議会において連携を図りながら、その魅力を効果的に発信し、当該地域や構成文化財の認知度向上に取り組む。

そのほか、日本遺産認定自治体や装飾古墳が所在する筑後川流域自治体などと連携した文化財公開により誘客を促進し、観光振興を図る。



【図 9-1 推進体制図】

4. 計画の進捗管理と自己評価方法

本計画は、計画期間が11年間と長期にわたるため、計画期間を3～4年間毎に前・中・後期と分けて、進捗管理と自己評価を行う。

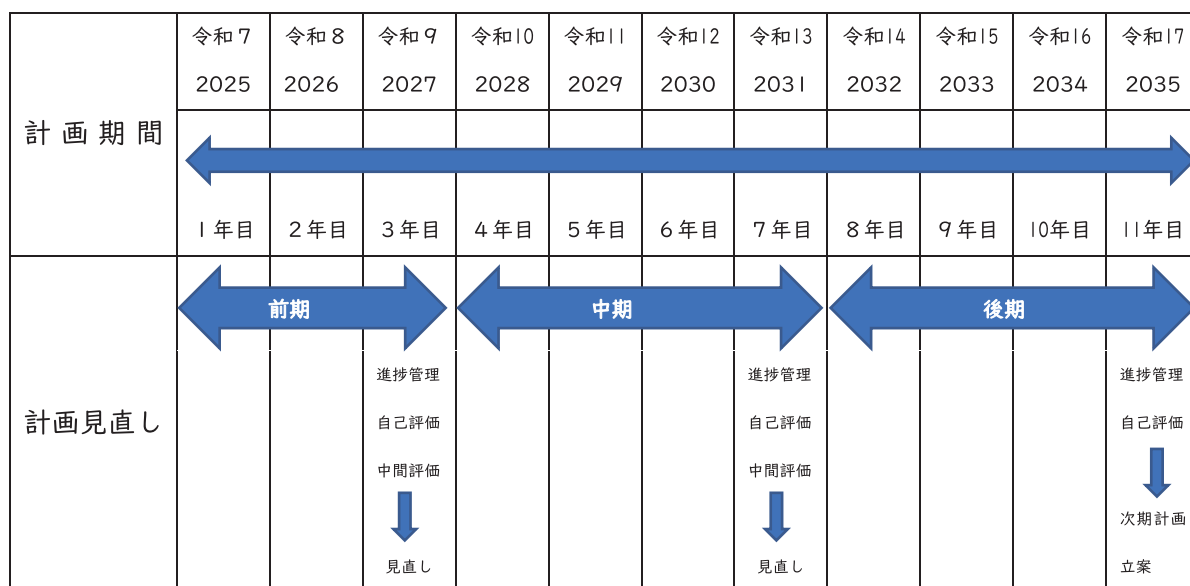
各計画期間経過時点で、社会的な要因や財政状況を踏まえ、措置（事業）の進捗状況の確認と自己評価を実施する。そして、評価結果を踏まえ、措置（事業）について必要な更新・修正を加えながら効果的に事業を推進する。

そして、措置（事業）の更新・修正が必要となった場合には、新たに設置する「日田市文化財保存活用地域計画協議会」において、協議を行った後、「日田市文化財保護審議会」に諮問を行い、審議を経て、文化財保護法に基づき、文化庁長官による変更（「計画期間の変更」、「市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」）の認定を受ける。

なお、上記以外の軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について、大分県及び文化庁へ情報提供を行う。

さらに、計画期間の11年経過時には、全体評価を行い、次期計画作成時の計画立案及び事業計画の策定に取り組む。

このように、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）からなるPDCAサイクルにより、地域計画に掲げる基本理念の実現に向けて、措置（事業）の着実な実施に取り組む。



【図 9-2 自己評価スケジュール】

日田市文化財保存活用地域計画

■認定	令和6年12月20日
■改訂	令和7年9月25日
■発行	令和7年10月31日
■編集・発行	日田市文化スポーツ観光部文化財課



令和7年度 文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)